

(仮称) 掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例骨子 (案)
に係る意見公募手続について

1 実施期間

令和5年5月24日(水)～令和5年6月26日(月)

2 意見数(意見提出者数)

49件(3人)

3 意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1		<p>「1 制定の目的」を「目的」「基本理念」に分けて記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本のエネルギー・・・共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。」は、条例の目的として必要な文書でしょうか。国の再生エネルギーの取組・考えについて説明しているのではと受け止めます。 ・「本市の自然環境や生活環境の保全・・・目的に条例を制定するものである。」が目的ではないのでしょうか。 ・「一方、固定価格買取・・・一部に存在している。」の文書を「基本理念」と記載をしてはどうか。 	<p>骨子案中の「1 条例制定の目的」には、本市が条例を制定する目的について、政策的な経緯も含めて記載しています。</p> <p>骨子案をもとに条例を制定するに際し、当該条例の目的が伝わるよう、簡潔で明瞭な表現とするよう留意します。</p>
2	1 条例制定の目的	<p>環境影響評価を行っている事業(法アセス)では、その中で本条例が求める環境への配慮項目が国により制定されています。その他の防災上の観点につきましても、それぞれの法の下で評価されるものと理解しています。これらに加えて、さらに本条例が求める要件が具体的に何なのかを明確にしていきたい。</p>	<p>本条例は、環境影響評価法の対象となる事業のみに適用されるものではありませんので、本条例においても、自然環境や生活環境との調和を図ることを求める必要があると考えています。</p> <p>また、本条例は、個々の再生可能エネルギー発電事業が、周囲の自然環境や生活環境に配慮し、地域住民等とのコミュニケーションを通じてそのことを説明し、地域の理解を得て行われることを求めているものです。</p>

3	1 条例制定の目的	<p>条例制定の目的について、弊社もSDGsを担う会社として深く賛同いたします。しかしながら中には再生可能エネルギーに批判的な意見を持つ地域の方がいらっしゃる事も事実として受け入れなければなりません。そのような方は、自身の地域に設置をされる事、近隣に設置される事を嫌い目的や明確な理由もなく反対をします。そのような現状を踏まえていただき条例等を設けることで地域の方に理解をしていただけるよう市としてもご協力していただきたく存じます。</p>	<p>本条例は、個々の再生可能エネルギー発電事業が、周囲の自然環境や生活環境に配慮し、地域住民等とのコミュニケーションを通じてそのことを説明し、地域の理解を得て行われることが重要であるとの認識に立って制定するものですので、本趣旨に沿うように条例の運用を行います。</p>
4	2 用語の定義	<p>「(5) 地域住民等 「事業区域に隣接する土地等の所有者等及び地元自治会という。」を、土地所有者と地域住民等に分けて定義を明記すべきと考えます。</p>	<p>「地域住民等」には、事業区域の土地の所有者を含んでいません。</p>
5	2 用語の定義	<p>追加定義：事業者が工事を行うのではなく、工事契約を請け負った業者が工事を行うため、「工事施工者」を定義付ける必要があると考えます。</p>	<p>骨子案における「再生可能エネルギー発電事業」は「再生可能エネルギー発電設備の設置（設置に伴う付帯工事も含む）に関する事業」を含んでいますので、「工事施工者」は「事業者」として定義づけられています。</p>
6	2 用語の定義	<p>「近隣関係者」の定義を追加する必要があると考えます。 ①事業区域に隣接する土地について、所有権又は、借地権又は賃借権を有する者 ②事業区域に隣接する土地に在する建築物について、所有権、使用賃借による権利又は賃借権を有する者 ③地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体であって、事業区域内または</p>	<p>御意見にあります「近隣関係者」という用語は、基本的には骨子案における「地域住民等」という用語と同一の内容であると考えます。 また、「地域住民等」とは、条例が対象とする全ての事業において、事業者がコミュニケーションをとる必要がある者を規定する趣旨の用語です。 以下、その前提に立って回答します。 ①・②について、いただいた御意見を踏まえつつ、骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な記載となるよう留意します。</p>

		<p>事業区域に隣接する土地に所在する団体</p> <p>④その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認めたもの</p>	<p>③について、条例が対象とする全ての事業において、事業区域に隣接する自治区が「地域住民等」に含まれるとは考えていません。しかしながら、御指摘の趣旨を踏まえ、環境影響範囲が大きく、地元自治区とのコミュニケーションでは収まらないことが明らかな大規模事業に関しては、「地域住民等」の範囲を「事業区域内に所在する、複数の自治区により組織される地区（掛川市自治基本条例第24条第2項）」とすることを検討します。</p> <p>④について、条例における定義としての「地域住民等」の範囲については過不足なく規定できていると考えています。</p>
7	3 各主体の責務	<p>・「市、事業者、土地所有者及び市民の責務を、以下のように定める。」と明記されているが、条例の発布自体は、市長より出されると考えるため、「市」ではなく「市長」と明記すべきだと考えます。</p> <p>・「市の責務」についても、「市長」と記載</p>	<p>骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な記載となるよう留意します。</p>
8	3 各主体の責務	<p>「土地の所有者の責務」の文章中、「事業区域の土地・・・により、自然環境及び生活環境の保全に支障が生じることのないよう、」を具体的な記載が必要と考えます。</p>	<p>事業区域の適切な管理は、原則として事業者の責務だと考えていますので、「土地所有者の責務」にて具体的な記載を行うことは考えていません。</p> <p>なお、「自然環境及び生活環境の保全に関する支障」の具体的な内容については、詳細は今後制定する規則においてお示ししますが、例えば以下のような事項を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に係る基準：希少野生動植物の保全、自然災害に起因する被害の抑止 ・生活環境に係る基準：反射光による近隣住宅への被害の抑止、排水による

			近隣農地への被害の抑止
9	3 各主体の責務	追加文書:「市長」は事業者と共同で事業区域を適正に管理しなければならない。	事業区域の適正な管理は原則として事業者の責務であり、市長が事業者と共同で事業区域を管理する責務及び権限は有していないと考えています。 なお、事業区域の管理が適正に行われていない事案を覚知した場合には、市長は、事業者に対して適時適切に指導等を行います。
10	4 抑制区域	「抑制区域」の指定者は、市長のため、「環境と再生可能エネルギー・・・」の文章中、「市長は、」を追加記載をすべきと考えます。	骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な記載となるよう留意します。
11	4 抑制区域	「次の 13 区域を規則において定めることとする。」と記載されているが、再生可能エネルギー開発は、今後どのような形で進むか不透明な状態のため、どの開発地域でも対応できるように、「市域全域」で各法令、条例、景観計画などに適応できるようにとすることで、乱開発の防止に繋がるのではないかと考えます。	本市では、環境と調和のとれた適正な再生可能エネルギー発電事業を推進していますので、市内全域を抑制区域とすることは考えていません。 なお、抑制区域外で行われる再生可能エネルギー発電事業であっても、「6 同意」「9 工事開始等の届出」「10 維持管理」「12 指導、助言及び勧告」を始めとする項目の対象となりますので、御懸念の点については対応できると考えています。
12	4 抑制区域	13 区域以外では、 ①「海岸保全区域」 ②「河川区域及び河川保全区域」 ③「鳥獣保護区」 ④「都市計画法に基づく法律」 「風致地区」「第 1 種及び第二種低層住居専用地域」「第 1 種及び第二種中高層住居専用地域」「第 1 種及び第二種住居地域」「準住居地域」 「近隣商業地域」「商業地域」「指定	抑制区域は、「再生可能エネルギーの導入促進」と「自然環境・生活環境の保全」、及びこれに関連する「事業者・土地所有者が有する財産権」と「近隣住民を始めとする市民が有する環境権」の均衡を念頭に置きつつ、なお再生可能エネルギー発電事業の実施が環境保全に著しい影響を与える可能性が高いと考えられる区域を予め指定することで、環境保全に万全を期し、事業者や

		大規模既存集落」 以上の法律に係る事項を記載することで、自然環境や生活環境への配慮に欠ける不適切な事案の防止ができると考えております。	市民の皆様の予見可能性に資することを目的としており、その設定に際しては慎重に検討する必要があります。 骨子案において記載している 13 の区域は、本市関係部署による検討委員会、外部有識者による検討委員会での議論を経て、掛川市環境審議会への報告も行い、適当であると認められた区域となります。
13	4 抑制区域	具体的な抑制区域として、13の区域が示されていますが、いずれの区域についても、それぞれの法に適合するように法が求める必要な手続きを進めていることは大前提であり、そのうえで、これらの法の求める基準や手続きを超える更なる規制基準や、重複する手続きを求められるのであるならば、その考え方や根拠を明確にお示しいただきたい。	条例制定後も、抑制区域の区域については慎重な検討を継続します。
14	4 抑制区域	追加文書：市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。	骨子案において記載のとおり、抑制区域の具体的な区域については、規則で定めることとしていますので、御指摘の文言を追加せずとも、市長が必要であると認めるときは、規則の改正を行うことにより抑制区域の変更を行うことができると考えています。
15	5 適用除外	「発電出力（パワーコンディショナー・・・定格発電出力）50キロワット未満・・・又は建築物の屋根や壁面等に設置する・・・」の文言は、「50キロワット以上の設備」及び「50キロワット未満の設備」で分けて記載をした方が、良いのでしょうか。	骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な構成となるよう留意します。
16	5 適用除外	「適用除外」については、太陽光を再生可能エネルギー源（市内の高い建築物及び家庭用の太陽光設備）」だと考え、大規模な再生可能エネルギー発電事業を行う事業者に対し、明確な設置基準を示すことで、自然環境及び生活環境に影響しない乱開発の防止が必要と考えます。	再生可能エネルギー源にかかわらず、全ての再生可能エネルギー発電事業は、環境と調和のとれた適正な事業であることが必要だと考えており、再生可能エネルギー源を限定して条例の適用除外とすることは考えていません。また、条例の適用除外となる事業は、環境に影響を与える可能性が極めて小

			さいと判断できるものに限るべきであり、細かな基準を設けることはなじまないと考えています。
17	6 同意	「6 同意」を「同意」及び「同意の基準等」に分けて記載をすべきではないのでしょうか。	骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な構成となるよう留意します。
18	6 同意	全てに対して、文頭に「市長は、・・・同意する又は、認める」との文言にして、市長の権限を強く表記すべきだと考えます。	再生可能エネルギー発電事業に関して市長の許認可処分権を規定するものではありませんので、「認める」との文言を追記することは考えていません。
19	6 同意	骨子案では、「同意しない」及び「事業計画の変更を求める」文言が明確に記載されていないと考えます。	御指摘の文言は、骨子案に明記されてはいませんが、市長は、条例及び規則において規定される同意の基準に適合しない再生可能エネルギー発電事業に対しては同意しません。そのため、そのような事業に対しては、協議の場においてまずは内容の変更を求め、事業者が拒んだ場合には「同意しない」という回答をすることとなります。
20	6 同意	「関係書類の閲覧」の文言の追記：「同意」後、同意内容を地域住民・地元自治会の求めにより、届出に係る書類の写しを閲覧させる文言を記載する必要があると考えます。	本市に提出された協議に係る書類については、市民の「知る権利」を尊重する必要がある一方、個人・法人に関する情報が含まれる可能性もあることから、条例において一律に閲覧させることを規定するのではなく、掛川市情報公開条例に基づき適切に取り扱いたいと考えています。
21	6 同意	条例骨子(案)においては、「6 同意・・・規則で定める基準に適合」とありますが、ここでいう基準とは、何を指すのか明確にしたい。	詳細は今後制定する規則においてお示ししますが、例えば以下のような事項を検討しています。 ・自然環境に係る基準：希少野生動植物の保全、自然災害に起因する被害の抑止 ・生活環境に係る基準：反射光による近隣住宅への被害の抑止、排水による近隣農地への被害の抑止
22	6 同意	「6 同意・・・必要な範囲で条件を付すことができる」とあります	地域住民等や関係機関との協議内容を踏まえ、適正な再生可能エネルギー発

		が、法が求める要件を超えて条件を付されるということであれば、具体的にどのようなことを想定されているのか、お示しいただきたい。	電事業の実施にあたり御留意いただきたいことを条件として付すことを想定しています。
23	6 同意	「6 同意・・・地元自治会と書面で合意」とありますが、ここでいう地元自治会の定義（事業計画に係わる対象地区の定義）を明確に示していただきたい。	「地元自治会」とは、事業の規模に応じて、事業区域内に存在する自治区（掛川市自治基本条例第24条第1項）又は地区（掛川市自治基本条例第24条第2項）とすることを検討しています。
24	6 同意	地元自治会が合意を出すための具体的なマニュアル等を示していただくことで、自治会内の協議において、賛否が混在し議論が紛糾した場合の自治会運営や合意書の発出において、地域の混乱や不要な手続きの遅延を生じることのないよう配慮されたい。	事業者と地域住民等とのコミュニケーションのあり方は、個々の事業の態様及び地域の実情に応じて様々であり、マニュアルとして一律にお示しすることは困難であると考えています。 なお、御指摘の趣旨を踏まえ、事業者と地元自治会との合意に係る書面については、記載例をお示しすることを検討します。
25	7 協議の申出	「申出」をする段階では、協議に必要な書類等の提出も含まれていると考えますので、「届出」に変更すべきだと考えます。	「申出」において必要な書類等の提出を求めることは御指摘のとおりですが、「届出」では市長が受理することで手続きが完了してしまいますので、ここではなじまないと考えています。
26	7 協議の申出	「事業者が市長に協議をしようとするときは、・・・」の文言中、市長との協議しようとする内容を具体的に示すことが、必要だと考えます。	御指摘を踏まえ、今後定める規則において、規定や様式の文言により協議内容を具体的に示したいと考えています。
27	7 協議の申出	市長は、どのような内容で「地域住民等への周知」をしたかを知ることによって、「7 協議の申出」により事業者と市長が協議すべきではないかと考えます。	御指摘のとおり、事業者との協議において、市長が地域住民等への周知状況を把握することは重要です。そのため、事業者からの協議の申出書に、地域住民等への周知状況が分かる書類を添付させることを検討しています。
28	7 協議の申出	協議の申出について、工事着手の60日前までの申し出については、農地転用が含まれる場合も許可前のみなしで申請可能かどうかご教示	関係法令・条例に係る手続きが全て完了していなくとも、協議の申出を行うことは可能です。その場合、協議においては手続きの進捗に係る見込を確認

		<p>いただきたく存じます。</p>	<p>し、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に係る開始届出が提出された時点で、全ての関係法令・条例に係る手続きの完了を確認することを検討しています。</p>
29	7 協議の申出	<p>再生可能エネルギー事業の変更にしても「軽微なものは除く」とはどのような変更が軽微に当たるのかをご教示いただきたく存じます。</p>	<p>詳細は規則においてお示ししますが、例えば以下のような重要な変更を除く変更が、軽微な変更に当たると考えています。</p> <p>重要な変更の例：事業者の変更、事業区域に係る地番の追加又は面積の増加、発電出力の増加、地域住民等に周知した事項の変更 等</p>
30	7 協議の申出	<p>「変更事由が生じた日から7日までに申出」と記載がありますが、変更認定が下りるまでは基本的に設備は元の設備と相違ないため変更認定が下りてからの申出の方が確実性が有り良いのではないかと存じます。</p>	<p>御意見にある「変更認定」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項に規定されている、いわゆるFIT・FIP制度における変更認定のことであると解して回答します。</p> <p>本条例における変更協議を要する事由とFIT・FIP制度における変更認定申請を要する事由は同一ではないことや、本条例はFIT・FIP制度の適用を受けない再生可能エネルギー発電事業も適用対象としていることから、変更協議の申出をFIT・FIP制度における変更認定後とすることは考えていません。</p>
31	8 地域住民等への周知	<p>骨子案に、「地域住民・地元自治会が、説明会を事業者に対して、事業者が実施しようとする再生可能エネルギー発電事業について、意見を申しでることができる。」及び「意見に対して、事業者は地域住民・地元自治会等と協議し、説明不足及び協議不足の解消に努めて、地域住民・地元自治会の理解を得ると共に、書面での合意により再生可能エネルギー発電事業を促進しなくてはな</p>	<p>地域住民等が、事業者に対して、当該事業者が行おうとする再生可能エネルギー発電事業についての意見を述べ、それに対して事業者が地域住民等と協議を行うことは、条例における規定の有無にかかわらず、地域共生を重視した再生可能エネルギー発電事業の観点から重要だと考えています。特に事業者の地域住民等に対する姿勢については、骨子案中「4 事業者の責務」や「8 地域住民等への周知」において</p>

		らない。」と明記すべきだと考えます。	記載しています。 また、条例の対象となる全ての再生可能エネルギー発電事業において、事業者と地域住民等との書面による合意を求めることは、事業者・地域住民等の双方にとって過度な負担になると考えています。
32	8 地域住民等への周知	地域住民等への周知という項目についてもどこまでの範囲の周知を指すのか。設置に伴い説明を行うことで反対意見などが出た場合の対処につきましても、太陽光事業者が尽力するのは当然の事、市としても協力体制をとっていただけるのか、など条例として厳しくなった故の不安もあります。	再生可能エネルギー発電事業に係る事前周知の対象や方法については、個々の事業の態様及び地域の実情に応じて様々であると考えています。しかしながら、少なくとも事業区域に隣接する土地等の所有者等及び地元自治会に対して周知を行うことは必要であるとの考えから、骨子案においてこれらの者を「地域住民等」と定義し、周知を行うことを明確に求めています。
33	8 地域住民等への周知	掛川市では放棄地として認定はされていないが草刈りもされておらず、荒れている土地が数多くあるのが現状で、農地復興や土地活用などを進めていく中で批判的な意見ばかりが尊重されてしまうと、結果として放棄地などが増え地主の負担が増していくような条例になる事が危惧されます。地域住民が安心して再生可能エネルギーと調和できるようになっていただけたらと思います。	本条例は、個々の再生可能エネルギー発電事業が、周囲の自然環境や生活環境に配慮し、地域住民等とのコミュニケーションを通じてそのことを説明し、地域の理解を得て行われることが重要であるとの認識に立って制定するものであり、批判的な意見を尊重するものではありません。 御指摘のような場合には、事業者との地域住民等とのコミュニケーションを通じて、再生可能エネルギー発電事業が地域にもたらす便益を相互に理解した上で事業を行うことが望ましいと考えます。
34	9 工事開始等の届出	工事「開始」及び「完了」が、骨子案では一緒に記載されているので、別々に記載すべきと考えます。 ※「開始」には、再生可能エネルギー発電事業を設置する開始と、撤去又は施設の変更等に係る開始があり、「完了」も同様な行為が発生する	骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な構成となるよう留意します。

		ために、条項として分けるべきと考えます。	
35	9 工事開始等の届出	届出があったときは、市長は同意の基準及び同意に付した条件等に適合しているかの確認の文言が必要と考えます。	御指摘の文言は骨子案において明記されてはませんが、条例の運用に際しては、御指摘の事項を確認し、必要に応じて事業者に対し指導・助言等を行うことが必要だと考えています。
36	9 工事開始等の届出	市長への届出とともに、事業者は地域住民及び地元自治会に対して「届出」の内容説明を行い、理解を得ること。及び内容によっては地域住民及び地元自治会と協議しなくてはならないと考えます。	条例の対象となる全ての再生可能エネルギー発電事業において、届出のたびに地域住民等への説明の実施を義務化することは、事業者・地域住民等の双方にとって過度な負担になると考えています。
37	9 工事開始等の届出	「再生可能エネルギー発電事業の廃止」についての明記が必要と考えます。 1) 再生可能エネルギー発電事業の廃止した日から市長への届出日数 2) 廃止後の再生可能エネルギー発電施設の撤去計画及び事業区域の跡地利用に関する計画等 以上の内容について、市長が求めることができるかと明記する必要があると考えます。	1)については、他の届出と同様、廃止予定日の14日前までに届出をするよう求めています。 2)については、御指摘を踏まえ、規則において定める届出様式において記載を求めることを検討します。
38	9 工事開始等の届出	「5 適用除外」で明記されていますが、「50 キロワット未満」の届出を省く事項を改めて明記する必要があるのではないかと考えます。明確な未満数を明記することが、「50 キロワット未満」の利用の増大に繋がるのではないかと考えます。	「5 適用除外」において、発電出力が50キロワット未満の再生可能エネルギー発電事業については「9 工事開始等の届出」を適用しない旨を明記することで足りると考えています。
39	10 維持管理	「事業者は、再生可能・・・管理しなければならない。」の文言では、具体的な管理及び報告等がなく、具体的に記載すべきだと考えます。	具体的な内容については、個々の事業により様々な内容が考えられ、網羅的にお示しすることは困難ですが、規則を始めとする関連文書の中で可能な範囲でお示しし、事業者や市民の皆様に分かりやすい内容となるよう努めます。

40	10 維持管理	再生可能エネルギー発電施設稼働後の健康被害については、直ちに対応しなくてはならない文言を記載していただきたいと考えます。	健康被害についてのみ明記することは考えていませんが、御指摘のような事案では、再生可能エネルギー発電事業によって生活環境の保全に支障が生じているということになりますので、事業者に対して必要な措置を講じるよう指導等を行います。
41	10 維持管理	「また、災害・・・発生する恐れがある場合には、必要な対策を講じるとともに、」の文言で、「災害」を具体的に示す必要があるのでは。	再生可能エネルギー発電事業については、様々な自然災害・人為的災害の影響を受けることが想定されることから、「災害」の範囲を具体的に示すことは困難であると考えています。
42	10 維持管理	災害が発生又は、発生する恐れがあるときは、地域住民及び地元自治会に直ちに報告をすることの記載が必要と考えます。	御指摘を踏まえ、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合の報告対象者に、地域住民等を加えることを検討します。
43	11 報告の徴収等	「市長は、条例の規定に係る・・・、事業者に対して」の文言に「土地所有者」を記載すべきではないのでしょうか。 ※骨子案「各主体の責務」(3)土地所有者の責務で、「事業者と共同で事業区域を適正に管理しなくてはならない」と記載されているため記載すべきだと考えます。	再生可能エネルギー発電事業を適正に実施する責任は事業者にあること、及び事業者が最も再生可能エネルギー発電事業に係る情報を保有していることを踏まえ、事業者を報告徴収・立入検査の対象としています。仮に土地所有者に報告徴収を行う必要が生じた場合には、事業者を通じて行います。
44	11 報告の徴収等	「市長は、条例の規定に係る・・・提供を求めることができる」とともに、・・・立入、書類や物件の検査を行わせることができる」は、「報告の徴収」と「立入調査」に分けることが必要ではないかと考えます。	骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な構成となるよう留意します。
45	12 指導、助言及び勧告	「勧告」に必要な該当項目を具体的に記載すべきと考えます。具体的に関係条項を記載することで、勧告すべき内容がはっきりとするのではないかと考えます。	骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な構成となるよう留意します。
46	14 公表	「市長は、上記の勧告・・・事業者名を始め所定の事項を公表するこ	骨子案をもとに条例を制定するに際し、適切な構成となるよう留意します。

		とができる。」の文言を、詳細に記載する必要があると考えます。	
47	14 公表	市長は、国及び県への情報提供又は公表する際は、あらかじめ事業者理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与える必要があると考えます。	「14 公表」において記載のとおり、公表に際しては、あらかじめ事業者理由を通知し、意見を述べる機会を与えることを考えています。 なお、公表した事項を国や県に情報提供するに際し、事業者に対して追加的に弁明の機会を与える必要はないと考えています。
48	16 その他	条例の適用時期について、例えば、条例の施行日が「2024年4月1日」、工事開始が「2024年4月1日」の場合で、開始する14日前（2024年3月19日）までに届出を完了していれば、条例は適用しないのですか。	「16 その他」に記載されている「6 同意」「7 協議の申出」「8 地域住民等への周知」「9 工事開始等の届出」の一部の適用に係る御意見として回答いたします。 該当の項目は、条例の施行日以後に、再生可能エネルギー発電設備の設置に着手した事業に対して適用されます。御質問の場合、再生可能エネルギー発電設備の設置に着手した日が条例施行日と同日ですので、「条例の施行日以後」に該当し、当該項目についても適用されることとなります。
49	16 その他	2024年3月：事業者は、全ての届出を完了し工事開始 2024年4月1日：条例施行日 2027年：工事完了・営業運転開始 このような事業に対して、条例は適用するのでしょうか。	「16 その他」に記載されている「6 同意」「7 協議の申出」「8 地域住民等への周知」「9 工事開始等の届出」の一部の適用に係る御意見として回答いたします。 該当の項目は、条例の施行日以後に、再生可能エネルギー発電設備の設置に着手した事業に対して適用されます。御質問の場合、再生可能エネルギー発電設備の設置に着手した日が条例施行日より前の日ですので、「条例の施行日以後」に該当せず、当該項目については適用されないこととなります。